

文教くらし委員会記録

開催日時 平成26年12月11日(木) 13:03~14:15

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

高柳 忠夫 委員長
大坪 宏通 副委員長
宮木 健一 委員
阪口 保 委員
猪奥 美里 委員
宮本 次郎 委員
奥山 博康 委員
山本 進章 委員
新谷 絃一 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第86号 平成26年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(文教くらし委員会所管分)

議第88号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第89号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第98号 奈良県西奈良県民センター及び大淵池公園の指定管理者の指定について

(文教くらし委員会所管分)

議第99号 奈良県立橿原公苑(明日香庭球場)の指定管理者の指定について

(2) 請願の審査について

請願第11号 奈良県犯罪被害者等基本条例の制定に関する請願書

(3) その他

- ・紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組
- ・「平成26年度 奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成25年度対象）」について

<会議の経過>

○高柳委員長 ただいまから文教くらし委員会を開催いたします。

案件に入ります前に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要請をしておりますので、ご了承願います。

10月1日付で理事者に異動がありましたので、くらし創造部長兼景観・環境局長から異動のあった職員の紹介をお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 それでは、紹介をさせていただきます。

10月1日付で廃棄物対策課長を拝命いたしました西井保喜でございます。

○西井廃棄物対策課長 西井でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○高柳委員長 それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査と結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に説明をお願いいたします。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 平成26年12月定例県議会提出議案のうち、くらし創造部、景観・環境局所管分について説明をさせていただきます。

まず、議第86号、平成26年度奈良県一般会計補正予算（第3号）についてでございます。「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」の10ページ、14その他でござ

ざいます。給与改定に伴う増額といたしまして、10月の人事委員会からの勧告の趣旨にのっとり、給与改定を実施することにより増額となる13億6,100万円余のうち、くらし創造部、景観・環境局分といたしましては1,600万円余でございます。

続きまして、13ページ、債務負担行為補正でございます。西奈良県民センター及び大洲池公園指定管理事業並びに明日香庭球場指定管理事業でございます。これはくらし創造部が所管する西奈良県民センターとまちづくり推進局が所管する大洲池公園の管理を一体で指定管理者に行わせるため、平成27年度から平成29年度までの3年間で7,440万円、また、次の明日香庭球場指定管理事業につきましては、県立橿原公園明日香庭球場の管理を指定管理者に行わせるため、平成27年度から平成29年度までの3年間で933万1,000円の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。くらし創造部、景観・環境局所管の12月定例県議会提出予算案の概要については以上でございます。

続きまして、「第317回定例県議会提出、平成26年度一般会計補正予算案その他」126ページと127ページ、議第98号及び議第99号指定管理者の指定についてでございます。これは、先ほど債務負担行為補正でご説明をいたしました奈良県西奈良県民センター及び大洲池公園並びに奈良県立橿原公園明日香庭球場を管理する指定管理者の指定につきまして、それぞれ議決をお願いするものでございます。

奈良県西奈良県民センター及び大洲池公園の指定管理者の指定の相手方は、青垣協同組合グループ、代表構成員青垣協同組合で、指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。

ただし、奈良県西奈良県民センターにつきましては、平成28年3月31日までの1年間の指定でございます。西奈良県民センターにつきましては、住宅地の開発を背景とした県が担うべき当初の設置目的は既に達成されたものと考えております。一方で、昭和46年9月に開設されてから43年余りが経過し、建物が老朽化していること、また耐震性能も基準を下回っていることから、施設につきましては廃止をすることといたしました。しかしながら、現在の利用者の方々への十分かつ丁寧な周知説明をすべきと考えておりまして、指定管理の期間を1年間継続するものでございます。

くらし創造部、景観・環境局に関連いたします議案の概要については、以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、奈良県立橿原公園明日香庭球場の指定管理者の指定の相手方は、有限会社ハードボールテニス、指定期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間の

指定でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○吉田教育長 続きまして、教育委員会所管の一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

「平成26年12月定例県議会提出予算案の概要」の6ページ、工業高校等備品整備事業でございます。これは生徒の就労を支援するため、職業教育を主とする専門学科の実習備品を整備するものでございます。

次に、8ページ、9学びの支援のスクールバスの整備でございます。これは特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、スクールバスの増車と更新を行うものでございます。

10ページ、14その他の給与改定に伴う増額でございます。10月の人事委員会からの勧告の趣旨にのっとり給与改定を実施することによるもので、13億6,100万円余のうち、教育委員会に関するものは特別職と一般職を合わせまして8億5,500万円余でございます。

以上が教育委員会所管の補正予算案の概要でございます。

続きまして、12月定例県議会提出議案のうち、教育委員会に係る条例改正の内容につきましてご説明を申し上げます。「平成26年12月定例県議会提出議案の概要（条例関係）」の1ページ、提出条例は、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例と、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の2件でございます。

具体的な内容につきましては、2ページ以降でご説明をいたします。

2ページ、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。この条例は、知事及び教育委員会の権限に属する事務のうち、市町村が処理することとする事務の追加等を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

3ページ、このうち教育委員会所管分は、(7)文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務でございます。当該事務につきましては、平成24年度に、既に一部の市町村に権限移譲されておりますが、今回、新たに三宅町、王寺町、吉野町に移譲することとします。

なお、この条例の施行日は平成27年4月1日でございます。

9ページ、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。この条例は、人事委員会の給与に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調整手

当及び勤勉手当の額の改定等を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

13ページ、このうち教育委員会所管分は、第7教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。今回期末手当の額につきまして、平成26年度12月期を1.55月分から1.70月分に改定することとします。また、平成27年度以降につきましては、6月期を1.40月分から1.475月分に、12月期を1.7月分から1.625月分に改定をすることといたします。

なお、この条例の施行日は、平成26年度分につきましては平成26年12月25日、平成27年度以降分につきましては平成27年4月1日でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○高柳委員長 ただいまの説明について、質疑があれば、ご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。いいですか。

(「意見言うてええの」と呼ぶ者あり)

何でも結構です。

○阪口委員 議第89号と議第86号につきましては、反対をさせていただきます。

○高柳委員長 まだその機会はあるのですけれども、言ってくれたら結構です。

○阪口委員 今、言っているんですか。もうちょっとあと。

○高柳委員長 いや、どうぞ。

○阪口委員 議第89号は、一般職の職員の給与に関する期末手当の引き上げにつきましては、人事委員会の勧告を尊重すべきだと思いますが、しかし、ここには特別職の期末手当の給与改定もございますので、本県の民間の労働者の状況を鑑みますと、現段階において期末手当の引き上げは好ましくないと考えております。

また、議第89号に関連しましてその給与増額分につきましては、補正予算に計上されていますので、議第86号につきましても反対をさせていただきます。以上でございます。

○宮本委員 提出議案に関して1つだけ質問をしておきたいのですが、西奈良県民センターについてです。今回、契約更新3年ということではなしに1年ということ、その理由は、この西奈良県民センターについては老朽化があるので1年後に解体撤去を予定しているということなのですが、西奈良県民センターについて周辺の方々にお話をお伺いしますと、比較的住宅街から距離も近くて立地条件にも恵まれていると。ホールあるいは会議室などがあって、文化活動に積極的に利用され、活用されているということです。また、テ

テニスコートも好評で、健康増進にも寄与しているということですので、この西奈良県民センターの利用実績や稼働率、これがどういうものかを明らかにしていただきたいと思いますので、その点、お聞きしたいと思います。

それから、今後1年かけて周知徹底するということですが、当然存続を求める方々もいらっしゃると思うのです。その点、施設を更新するというお考えがないのか、この辺もお聞きしておきたいと思います。

○東協働推進課長 西奈良県民センターの存続についてのご質問にお答えいたします。

まず、利用実績でございますけれども、西奈良県民センターはいわゆる公民館的な施設でございます。大ホール、和室、集会室を備えております。それと、屋外には運動場がございます。実質的にはテニスコートとして利用されております。

建物の利用につきましては、趣味の生け花、フラワーアレンジメント、書道、俳句、囲碁、そのような趣味の会などに利用されておまして、単体ではないですが約60%ぐらいの利用がなされておるところでございます。

運動場につきましては、テニスコートとしての利用が多く、ほぼ100%の利用になっております。

今回、廃止という方向で決断いたしましたのは、先ほど影山くらし創造部長から説明させていただきましたように、利用目的が当時の目的を達成したことと、耐震化ができていないので、大規模な地震が来たときに非常に不安があるということ、それから43年が経過してかなり老朽化が目立ってきているということもございます。そのことを考えますと廃止のほうで、60%の利用はございますけれども、周辺には奈良市の公民館が、距離にもよりますけれども、18施設ほどあるということを調べて、一応わかっております、そちらのほうへ利用を促してまいりたいと考えております。

委員からありました周知についてでございますけれども、そういう関係もございます。現在、指定管理ということで指定管理を受けた業者が、利用していただけるようにと積極的に呼びかけて利用を進めた結果、60%でございますけれども、利用団体等にしっかりとご説明をして、ご理解を得てまいりたいと思っております。

なお、更新に関する考え方でございますけれども、何分耐震がかなり悪いというのと、築43年ですので、2階建てでございますけれども、エレベーター等がございません。今回もし改修いたしますと、耐震、それから老朽化の部分で相当な費用がかかりますのと、バリアフリーなどにもあわせて対応していかないといけないのですが、構造上かなり難し

い点がございまして、相当の費用がかかると見込んでおります。それをしましても、建物自体の使える年数というのは残り20年弱ということになりますので、費用対効果も考え合わせますと、更新するということは選択肢としては出てこないのではないかと考えております。以上でございます。

○宮本委員 近所に18カ所程度、奈良市の施設があるということですが、この施設がどの程度利用できるかのということです。お聞きしますと、どこも結構利用率が高いということです。しかも、西奈良県民センターが指定管理を受けて、こういう使い方がありますよ、こう使ってくださいよということで、市民の憩いの場となってきたところですが、そうやってきたのに、1年後になくなることになると、相当戸惑いの声も出てくるのではないかと思いますので、その辺は利用者の方々の声をしっかり聞いていただいて、こういった住民の憩いの場をどうつくっていくのか、そして健康増進の施設をどう配置していくのかを大いに検討していただきたいと思いますので、ここは意見として申し上げておきたいと思います。

議案の賛否についても、後でですか。それは後で申し上げます。

○猪奥委員 西奈良県民センターについて1点お伺いしたいのです。今、ファシリティマネジメント室をつくっていただいて、施設、県有資産の施設公物の適正管理ということで検討していただいておりますが、このセンターは、このファシリティマネジメントの中に乗って進められてきたものなのか、教えていただきたいのと、今後、ファシリティマネジメント室の考えとしては、県として使わなくなったものは、県の中のほかの部署で使うかどうか検討して、県の中で使わないということであれば市町村に聞いて、それでも使わないとなれば一般的に競売にかけるというプロセスだと思うのですが、今どの流れの中であって、どのようにされようとしているのか、教えてください。

○東協働推進課長 西奈良県民センターは築43年になりますので、少し前から、今後のあり方を内部では検討してきたところでございます。

ただ、ご指摘のように、平成25年度から県でファシリティマネジメントの手法を導入いたしまして検討する中で、目的は達成したのではないかとということを含めまして、総合的に廃止の方向が妥当であるという意見をいただいているところでございます。

第2点目、今後の使い方についてでございますが、まずは、一般的には委員ご指摘のように、県有財産でございますので、公の施設が廃止になった後、どのように活用していくかを、まずは県として考えて、その後には民間いきなり売却ではなくて、市町村でも使

っていただけないのかとしていくのが一般的なところでございます。

西奈良県民センターにつきましては、まだ今後どこまでいくかははっきりしておりませんが、まずはこの1年間の中で利用者の方々にしっかりと理解をいただいて、円滑に使用停止へ持っていきたいと思っておるところでございます。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 補足で申し上げます。

まず最初に、築43年たっている、耐震基準にも適合していないことがございます。それをまずは使用をしないということが、重要かと思っております。

ファシリティマネジメントで検討されて、当初の目的は達したという結論は議論の中では得ております。奈良市についても、東協働推進課長が申しましたように、近くに同様の施設を10数カ所持っておりますので、奈良市が引き受けるという申し出というか、問い合わせをしましたけれども、そういう方向ではないように、思っております。ですから、まずは使用をとめさせていただく。目的を達しているので、廃止する方向でご了解をいただいでいくと。この1年をかけてそれをしたいと思っております。以上でございます。

○猪奥委員 ファシリティマネジメントの考え方は非常に重要だと思っております。建物とかは、使われている用途によって考えるべきだと思いますし、西奈良県民センターの場合は、テニスコートは別にして、建物の場合は、貸し会議室的な側面が非常に大きいと思います。おっしゃるような一定の成果があると。奈良市の公民館、新しく最近たくさん出てきておりますので、県が持っている意味というのは、確かにないと思いますし、廃止の方向でいいのかと思います。

ただ、一方で、非常にいい場所ですよ。同じように県で考えて、市で考えて、それから民間に売却というプロセスをきっちり時間を切っていただかないと、公立高等学校の跡地がずっとたなざらしのままあいているというようなことにならないように、廃止は廃止で、もちろん廃止していく方向で利用者の方にご説明はしていく一方で、廃止した後、どうするかというのを、1年間はこのを検討しますというのをきちんと先方にお伝えをして、同時にしていただかないと、更地になったけれど、県が持っているままですというのは、それはそれで県有財産の無駄遣いですので、同時進行で進めていっていただきたいと思えます。以上です。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 敷地は都市公園でございますので、払い下げという方向では都市公園としてどう活用していくかということを考えることになると思えます。以上でございます。

○猪奥委員 確認ですけれど、開発はできない、売却はできないですか。(発言する者あり) 利用できない。わかりました。ありがとうございます。

○高柳委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高柳委員長 ほかになければ、これをもちまして、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願えますか。

○宮本委員 付託議案のうち、議第86号は特別職の給与引き上げというものが含まれます。一般職については否定するものではありませんが、特別職については認めがたいという事なので、議第86号については反対とさせていただきます。

その他は賛成ということです。以上です。

○高柳委員長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高柳委員長 ただいまより付託を受けました各議案についての採決を行います。

議第86号中当委員会所管分、議第89号中当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議第86号中当委員会所管分、議第89号中当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の……。

○宮本委員 違う。議第86号は反対ですが、議第89号は賛成です。

○高柳委員長 別個にするべきですね。はい、わかりました。

○宮本委員 別々で、採決していただければ。

○高柳委員長 議第86号中当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

次に、議第89号中当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、ただいまの議案2件につきましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案につきましては、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、異議ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第 88 号中当委員会所管分、議第 98 号中当委員会所管分、議第 99 号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案 3 件、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、請願の審査を行います。

当委員会に付託を受けました請願第 11 号、奈良県犯罪被害者等基本条例制定に関する請願について、書記に要旨を朗読させます。

○山崎書記 請願第 11 号 奈良県犯罪被害者等基本条例制定に関する請願書

請願者 奈良市西千代ヶ丘 3-26-7

特定非営利活動法人 KENTO

代表 児島早苗

紹介議員 森山賀文、藤野良次

要旨

私たち「特定非営利活動法人 KENTO」は犯罪被害者等及び周りの身近な支援者等が集まり、犯罪を繰り返さない社会を願い、これまで多岐に亘る活動に取り組んできました。

犯罪被害の当事者（遺族・家族を含む）にとり、国・地方自治体・捜査機関・学校等がいかに関心的に、且つ迅速な行動を思いやりをもって実施するか否かにより、被害当事者等のその後の人生に、また精神的・肉体的回復にどれほど甚大な影響を及ぼすかを身をもって体験してきました。

犯罪被害直後に遺族達が出向かなければならないのが、警察や市町村の役所です。家族の死亡届を嬉々として届け出る者はいません。特に我が子の死亡届の場合この世に存在した証を親自らが願い出て末梢しなければならず、「いつまでも忘れずに、皆さんどうか覚えていてやってください」と葬儀で振り絞って伝えながら、直後の自失茫然のどん底状態の中、警察・役所に出向かねばならず、それは筆舌に尽くし難いと言わざるを得ません。

亡き家族が通った学校・職場等への挨拶も逃げ出したいほど辛い作業となります。

その様な場合に県を始めとする各自治体が関係機関と連携を持ち、犯罪被害者等を行き届いた心構えで出迎え、しっかり受け止め、迅速な処理や積極的な情報提供等をして下さるなら、犯罪被害の当事者達にとり救いや生きる勇気ともなり、慰め・信頼・安堵へと必ずつながって行きます。

近年は社会経済の不安定さなども影響し、子供への声掛け事案が急増、悪質な死亡交通事故等も日常茶飯事のように報道されています。

身近で、ある日突然犯罪被害に理不尽にも遭ってしまう危険から、もう誰ひとり逃げられない昨今こそ、県民にあらゆる機会を捉え犯罪被害者等に対する理解を促し、自治意識の醸成を高めると共に、犯罪抑止に向け県・市町村・警察及び関係機関が、犯罪被害当事者等と連携しながら犯罪を繰り返さない奈良県づくりをビジョンに据え、県条例を制定して下さることを、犯罪被害者等の立場から切に願って止みません。

以上の趣旨から、下記の事項について請願をいたします。

1. 犯罪被害者等に特化した「奈良県犯罪被害者等基本条例」を制定してください。
2. どのような条例を作るかを検討するために、犯罪被害当事者（遺族・家族を含む）が参加する委員会を設置してください。
3. 犯罪被害者等を支援するための相談窓口（保健、福祉、雇用、生活支援等）拡充をしてください。
4. 犯罪被害者等を支援するための諸施策が実現するよう行動計画を策定してください。
5. 犯罪被害者等基本法に基づき、奈良県内全市町村で犯罪被害者等を支援するための条例を制定するよう全市町村に指導してください。
6. 犯罪被害者等を支援するための支援金制度を設けてください。

尚、参考資料として以下のものを附します。

- ・被害者が創る条例研究会「市町村における犯罪被害者等基本条例案」 1冊
- ・上記冊子の記者発表（2014年7月3日）時の資料 1部
- ・市町村（特別区含む）における犯罪被害者等施策の実施状況 1部
- ・NHKニュース（2014年7月4日）「犯罪被害者支援 ひな形の条例案公開へ」
1部
- ・特定非営利活動法人KENTO発行冊子「KENTO」 1冊
- ・同「ミニ・生命のメッセージ展の学校開催を」 1冊

・内閣府ホームページより「犯罪被害者団体等紹介サイト」一覧抜粋 1部 以上

○高柳委員長 初めに、都道府県における制定状況及び各請願事項への県の意見を求めたいと思いますので、お願いいたします。

○槌野人権施策課長 お答えいたします。

まず、都道府県における犯罪被害者支援に関する条例の制定状況でございます。

現在、犯罪被害者支援に特化した条例を制定しておりますのは、宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、岡山県の5つの県でございます。うち、知事部局で所管しておりますのが、秋田県、神奈川県、岡山県の3県、警察本部で所管しておりますのが、宮城県、山形県の2県と聞いております。

次に、請願事項についてでございますが、先ほど申しました犯罪被害者支援の条例を制定している5県の状況を調べましたところ、条例策定に向けての検討委員会につきましては、5県のうち3県で設置されております。そのうちの秋田県、山形県の2県の検討委員会には、交通事故被害者遺族が参加されております。

相談窓口の拡充についてでございますが、5県のうち4県が相談体制の整備に関する規定を条例でうたっております。

行動計画の策定については、5県全てで計画を策定しております。

支援金制度についてでございます。現在、警察本部が所管しております国の犯罪被害給付制度がございまして、5県のうち2県、山形県と神奈川県がございまして、その犯罪被害給付金の支給されるまでの間のつなぎとして貸付金制度を持っております。

最後に、市町村に対しましてでございますが、上下関係がございませんので指導はできませんが、本県にかかわる情報につきまして提供したいと考えております。以上でございます。

○高柳委員長 ありがとうございます。

それでは、請願第11号について、質疑があれば、ご発言願えますか。

ないということでしょうか。

続いて、請願第11号について、委員の意見を求めます。

○猪奥委員 1番の条例の制定について、まずは採択をして、2番から6番に関しては、その条例をつくるという方向性をつけた上で、その中で当局と詰めながら検討していった方がいいのではないかと思います。以上です。

○宮木委員 まず最初に、条例を作成することを採択し、充実した条例とすべく議論して

いくことと考えます。

よって、1番については、一部採択することに賛成します。

○高柳委員長 ただいまより付託を受けました請願第11号について、採決を行います。

委員より請願第11号の請願事項のうち、1番の部分を採択するとの意見がありましたので、請願第11号について一部採択とすることの採決を簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。（発言する者あり）

はい。それでは、お諮りいたします。

請願第11号の請願事項のうち、1番の部分を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、請願事項の1番の部分を採択することに決しました。

これをもちまして、請願の審査を終わります。

次に、くらし創造部長兼景観・環境局長から、紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組み、教育長から、平成26年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、くらし創造部長兼景観・環境局長、教育長の順に報告願います。

○影山くらし創造部長兼景観・環境局長 紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについて、簡潔にご説明をさせていただきます。

被災から3年3カ月が経過した現在の復旧・復興の取り組み状況についてご説明をさせていただきます。

「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組み、平成26年11月更新版」の4ページ、現在の避難者の状況でございます。11月17日現在の避難者は、五條市の11世帯、21名でございます。前回報告時から3世帯、4名が減少をいたしました。今も避難されている方は、全て五條市辻堂地区の方々でございます。この方々の帰宅の目安につきましては、5ページに記載をしておりますとおり、12月下旬には帰宅が可能となる予定でございます。

6ページ、先日、全国豊かな海づくり大会にご来県いただきました天皇、皇后両陛下から温かい励ましのお言葉をいただきました。それを記載をさせていただいております。

7ページ、先ほど申し上げた五條市辻堂地区の状況を記載をしております。写真のとおり、本堰堤工の工事が順調に進捗し、12月下旬には完成する見込みでございます。

続きまして、10ページ、インフラ等の復旧状況でございます。インフラの復旧工事はおおむね順調に進められており、工事が継続している箇所については、引き続き丁寧に進捗管理をしております。

25ページ、11月15日、16日に大淀町、川上村などで開催されました第34回全国豊かな海づくり大会の概要を示させていただいております。南部地域を元気にするとともに、この地域を知っていただく絶好の機会になったと考えております。

28ページ、観光の復興でございます。南部、東部地域のことし1月から6月の宿泊客の実績でございますが、被災前よりはふえているものの、廃業した旅館があったことなどにより、前年の同時期よりは若干減少しております。

30ページ、南部地域へのさらなる誘客促進を図るため、観光プロモーションの実施のほか、スポーツを核とした観光振興といたしまして、カヌー、自転車など、スポーツイベントの開催などに取り組んでいるところでございます。

最後に、37ページ、本年のなんゆう祭2014の状況でございます。記載のとおり10月5日に五條市の吉野川河川敷をメイン会場として開催をいたしました。2万人もの方々にご来場いただき、地域の魅力発信や特産物の販売などを行いました。

以上、復旧・復興の現状と取り組みについて、その概略を簡略で申しわけございませんが、ご説明をさせていただきました。ありがとうございます。

○吉田教育長 過日に県議会議長に提出をし、議員の皆様にお配りをいたしました県教育委員会の点検、評価報告書についてご説明をさせていただきます。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、毎年度その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行っているところでございます。

今年度も平成25年度の事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行い、この報告書を作成したところでございます。

「平成26年奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」の2ページ、点検、評価の実施に際しましては、学識経験者の知見を活用することが義務づけられておりますので、6名の委員による教育評価支援委員会を開催しまして、そのご意見などを参考に実施したところでございます。また、概要としまして、点検、評価の目的、実施、経過等を記載しております。

3ページ、平成25年度における県教育委員会の活動状況として、年間19回にわたっ

た定例教育委員会の審議等の概要を記載しております。

4 ページ、教育委員の研修状況等の活動状況を示しております。昨年度は、教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況把握をし、また本県の教育施策の参考とするため、県内 8 カ所、県外 3 カ所の学校施設を視察するとともに、各校の先生方と意見交換を行いました。

なお、教育委員会の会議内容につきましては、会議録として教育委員会のホームページに掲載しております。

5 ページからは、平成 25 年度に取り組んだ教育施策の点検、評価について記載しております。施策の体系に示しているとおり、教育委員会が実施した施策を家庭における子どもの生活習慣づくりをはじめとする 3 つの分野、15 の施策に分類しまして、それぞれ評価単位として点検、評価を実施しました。

6 ページから 35 ページまでは、15 の施策について点検、評価をした内容をそれぞれ見開き 2 ページの点検、評価シートにまとめ、掲載しております。各シートでは、施策の目標、目標の現状、平成 25 年度の取り組み状況の評価と平成 26 年度の主な取り組みを示しております。

施策評価に当たりましては、全国的の調査等から目標の現状を明らかにするとともに、各事業の成果指標等の経年の動きによって評価をし、今後の主な取り組みとして平成 26 年度の取り組みを記載しております。

続きまして 36、37 ページには、先ほどの学識経験者で組織する教育評価支援委員会からいただいた意見等を記載しております。いただいたご意見を参考に、さらに客観的な点検、評価の実施に努めるなど、より効果的な教育行政を推進してまいりたいと考えております。

なお、この報告書につきましては、速やかに県教育委員会のホームページに掲載をし、公表をいたします。また、各市町村教育委員会へこの報告書を送付をし、県民お役立ち情報コーナー 7 カ所にも配置することしております。以上でございます。

○高柳委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めまして質疑があれば、ご発言願います。

○宮本委員 何点か、お聞きしたいことがあります。1 点は、奈良マラソンの開催と衆議院議員総選挙の投票日が重なった点につきまして、投票を保障する観点から、投票所付近の交通規制などについては投票を妨げることをしないような配慮が求められると思うわけで

すが、その辺をどのように対応されるのか、明らかにしていただきたいと思います。

教育委員会の関係で何点かお聞きしたいのですが、1点目は、少人数学級の推進についてです。現在、日本の小学校の平均学級規模が、経済協力開発機構OECDの調査で平均28人、先進国の平均が21.6人ですので、韓国、チリに次いで3番目に多いことから、少人数学級について推進を図ろうということで、文部科学省も小学校1年生については35人以下学級とするということで推移をしてきました。ところが、このほど財政制度審議会の分科会の中で、小学校1年生で現在、文部科学省が実施している35人学級について、来年度から40人学級に戻すということが提案をされています。4,000人の教員を減らして、年間86億円を削減するという試算まで示されているということです。影響がどう出てくるのかが問われると思います。

それで、奈良県内の現在の少人数学級の実施状況を明らかにしていただきたいと思います。奈良県の独自の取り組みの結果、現時点で小・中学校の35人以下学級がどのぐらいの割合になっているのか、また30人以下学級がどのぐらいになっているのか。この点を明らかにしていただきたいと思います。

もう1点は、学校の設備の充実の問題についてお聞きしたいのですが、ことし1年を通じまして、エアコンの設置状況が話題になりました。そんなことを高校生と話題にしてみましたら、うちの学校には扇風機はまだついていないという声をお聞きをしました。現在の県立高校あるいは小・中学校の扇風機の設置状況について、明らかにしていただきたいと思います。

最後に、東大寺福祉療育病院内で実施されている、院内教育についてお聞きしたいと思います。この院内教育については、昭和30年ごろに施設内で教育を保障しようということで教育棟が設置をされ、昭和46年4月に就学保障の運動が広がる中で公立学校施設内分校ということで認可をされて、昭和55年4月に県立奈良養護学校の東大寺整肢園分校となり、現在に至っていると理解をしています。ただ、施設が老朽化していることですか、あるいは児童生徒の障害の重度化、それから過密化ということもありまして、現在、教員も増加をしてまして、職員室や準備室、倉庫などが不足をしてまして、プレハブを建ててしのいでいる現状です。しかし、倉庫については、奈良市の風致保全課、あるいは景観課から撤去するようにとの指導もあるということで、このたび病棟の建てかえを計画されていると聞いております。そうなりますと、現在、教室が不足をしている状態でこれを建てかえとなりますと、現在行われている教育がどう保障されるのかと、この辺で不安を持

つわけです。この問題について、どのように対応しようとしておられるのかをお聞きしておきたいと思います。以上です。

○塩見スポーツ振興課長 宮本委員から奈良マラソンにつきまして、衆議院議員総選挙の投開票日と同時になるということで、投票行動の妨げにならないようにどう対応を考えているかというご質問でございます。

地域住民の方が投票所に行くことに、奈良マラソンのコースがかかっている箇所が天理市と奈良市で約19カ所ございまして、一部支障が出ると聞いております。その対応といたしましては、まず12月初旬にすでにその影響のある世帯を対象にチラシを各戸配布いたしました。そして、また大会直前にもう一度各戸配布をすると聞いておりまして、合計2回、交通規制のチラシにつきまして各戸配布することになっております。

あと県内のテレビ局、それからラジオ局での放送、それから県広報の全国紙への広告掲載を既に行っております。また、街頭のディスプレイへの広告の表示で交通規制にかかる周知活動を展開しておるところでございます。

また、投票所に行くための規制時間とか、経路の問い合わせが今後、多数見込まれますので、コールセンターの人員の配置の増、それから電話回線の増設をやっていくことにしております。

また、きのうの総務警察委員会でもご質問がございましたけれども、選挙管理委員会のホームページにも、奈良マラソンのリンクを設けまして交通規制の状況がわかるように対応しているところでございます。以上でございます。

○石井教職員課長 少人数学級編制の状況について、お答えをさせていただきます。

お問い合わせの35人以下学級、30人以下学級の状況でございますが、小学校につきましては、35人以下学級が96.9%でございます。30人以下学級につきましては76%という状況となっております。中学校につきましては、35人以下学級が65.8%、30人以下学級につきましては28.6%という状況でございます。以上でございます。

○吉尾学校支援課長 県立高校並びに小・中学校の普通教室への扇風機の設置状況についてお答えさせていただきます。

平成26年12月1日現在でございますが、県立高校33校中28校におきまして扇風機は設置しており、設置率につきましては86.9%となっております。

また、小・中学校についてでございます。こちらは平成26年4月1日現在でございますが、小学校で92.2%、中学校で88.5%でございます。以上でございます。

○大西学校教育課長 東大寺整肢園分校につきましてのご質問ございました。

東大寺で病棟の建てかえ等のお話があるということは伺っております。ただ、計画そのものにつきまして、詳細なところが東大寺からも、まだ現在のところは出てはおりませんので、学校教育課としては、建てかえ等の内容あるいはそれにつきましての東大寺整肢園分校の状況については、じっくりと話し合いながら進めているところでございますので、現在のところはお伝えできるような内容の部分は把握しておりません。

今後につきましても、連絡をとりながら、相手のあることでございますし、いる生徒の教育の部分については十分考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○宮本委員 奈良マラソン開催に伴う交通規制につきましては、くれぐれも投票を妨げることをないように、十分な配慮をしていただきたいと要望しておきたいと思います。

少人数学級につきましては、財政制度審議会で40人学級に戻そうという議論がなされました。そこで示された4,000人の教員を減らすことによる財政効果が年間86億円だということです。全体の国家予算からしますと0.01%程度ということですので、可処分所得が400万円の家計でいいますと、40円の鉛筆1本を買わないというイメージなわけで、これについては下村文部科学大臣も、教員に求められる役割が拡大して授業に専念できる環境をつくるべきときに、40人学級に戻すとの主張は到底認められないという立場を示しておられます。

本県でも、県の取り組みとあわせまして、市町村の取り組みで独自に少人数学級を実施しているところが多いと思うのですが、その立場で、今回の財政制度審議会が言っている、仮に40人学級に戻すことになった場合に、本県が現在、小学校で96.9%、35人以下学級となっているわけですが、どの程度、何校ぐらい影響を受けるのか、明らかになっておれば、お聞きしたいと思います。

それから、学校の施設設備の充実について、33校の県立高校のうち、5校が未設置だということが、明らかにされました。非常に驚いているわけでありまして、お聞きした高校生などは、鶏の小屋には扇風機がついているのに、生徒が学ぶ教室にはついていないと、そこを何とかしてもらえないのかということだったのです。いろいろと詳しく聞きますと、PTAが設置をしたりですか、卒業生が設置をするという状況もあるようですので、本県に県の教育予算の中で面倒見られないものなのかと、こういう思いを強く持った次第です。その点、この扇風機の設置を含めまして、どのようにこの学ぶ環境を保障していくのかについて、考えを改めてお聞きしておきたいと思います。放置していいと到底思えませ

んでしたので、小・中学校は市町村教育委員会の取り組みの中で91%までいっているということです。この点、再度お考えをお聞きしたいと思います。

それから、東大寺整肢園の件につきましては、今後の協議ということになるのですが、今、保護者の中で出ている声は、奈良養護学校にバスで通学することになるのではないかなというようなことですか、そうすると、現在保障されている、例えば小学部で週20時間、高等部で週25時間という授業が今後も保障されるのかなどの心配が出ているわけです。その点、言うまでもなく、子どもたちの教育環境を整えるのは、県教育委員会の責任の範囲だということを改めて確認をしておきたいと思うわけですが、そういう点でいいますと、県立の施設であろうとも、このように病院の施設を借りてやっている教育であっても県教育委員会の責任だと思うのですが、その点、教育をしっかり保障するという点についての県教育委員会の立場を改めて確認しておきたいと思います。

○石井教職員課長 財務省の財政制度審議会の分科会が申しております小学校1年生を40人学級に戻す影響ということでお答えをさせていただきます。

影響でございますけれども、市独自で35人学級を進めておられるところを除きますと、16校が影響を受ける予定でございます。以上でございます。

○吉尾学校支援課長 県立学校の扇風機の件につきまして、28校が設置いたしておりますが、確認いたしましたところ、古いもの5校については、設置者が確認できておりませんが、22校につきましては、委員がおっしゃったとおり、育友会、PTA等の寄附でございます。残り1校につきましては、平成21年度の国の補正予算、地域活性化・経済基金対策臨時交付金を活用いたしまして、要望がございまして設置したものでございます。ただ、残り5校につきましては、毎年学校から施設の整備の充実のため、学校長等の意見を聞いてまいっております。その中で充実を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○大西学校教育課長 内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、今後は協議をしてまいろうと思っておりますし、委員がおっしゃるように、教育を保障することを考えながら協議をしてまいりたいと思っております。以上です。

○宮本委員 少人数学級につきましては、これまでからもさまざまな研究の中で学級規模を縮小することが学力テストの得点の向上でありますとか、積極的な授業参加態度になるとか、あるいは退学が減少するといった効果がありとするものが多いと思っておりますし、その点、先進国の中でもイギリスなどは30人上限となっておりますし、フランスは平均で

17人～20人、アメリカでも24人、ドイツでも24人と、こういう世界の流れを見ましたときに、少人数学級の流れを非常に大事にしていきたいと思っています。

この財政制度審議会の影響を受けたのかどうかです。斑鳩町は、これまで先行実施で、現在小学校の1年から5年、中学校の1年から2年で30人学級編制が実施をされていたのですが、来年度からは小学校の1、2年のみにするというので3年から6年、それから中学校については35人学級に戻すという方針が、先日、町議会で示されて、保護者の間では急速に心配する声広がっているということも、改めてこの場で紹介しておきたいと思うのですが、今後、県教育委員会としてもしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、その点、少人数学級についての教育長の認識を、再度問うておきたいと思っております。それから扇風機の設置につきましては、校長からの要望を聞きながら考えるということでしたので、ぜひ残る5校、聞いていただきたいと思ったのですが、生徒自身が扇風機もないのは非常にづらいと言っておりましたので、その点も念頭に置いてしっかり聞いていただきたいと思っております。

東大寺整肢園の教育については、聞くところによりますと、協定によって現在借りている教室、これを返さざるを得ないことになった場合には、返却をすることになると。そうなった場合の教育はどうなるのかといった、かなり詳細に立ち入った心配の声が寄せられていますので、その点のこの教育の保障についてもどう考えているのか、このあたりの教育の基本姿勢について、最後、教育長から考えを述べていただければと思います。以上です。

○吉田教育長 本会議でもお答えいたしましたように、少人数による指導というのは、先生方が一人ひとりの子どもに目が行き届いた指導ができますし、授業も理解度、あるいは興味、関心に応じた授業が、また生徒指導面でも課題に即した対応ができるということで、来年度は総合教育会議が持たれますけれども、予算の関係もあって、そういった会議で議論をしていく必要性もあると感じております。当然国への要望も、働きかけていきたいと思っております。

東大寺整肢園に関しましては、中学部をつくる時にかかわったことがあるのですが、東大寺整肢園の対応は、従来は医療と教育を一体化して、病室よりも教育の場をみずから提供することによって、子どもに対して医療と教育をという話で進んできたのです。それが今こういう事態になっておりますので、少し戸惑っているところありますけれども、今後はしっかり協議をして、そして教育の保障をきちんとやっていく姿勢を持っていきます。

いと思っております。以上でございます。

○猪奥委員 1点だけお願いします。

一般質問で、電力の調達についてお伺いをいたしました。そのときに、50キロワット以上の大口の利用者に関しては、自由に契約ができるようになっておりますが、県内ではなかなか進んでいないと。本庁舎はやっているけれども、それぞれ県の持っている施設は、それぞれの管轄するところで調達をしているので、なかなか進んでいないと。今後は140前後あるところを公共調達にかけていきたいというご答弁を頂戴したのですけれども、その中で、公立高校がどのような扱いになっているのかを教えていただきたいのと、入札にかける方向性であると思うのですけれども、今後の見通しについて教えてください。

○吉尾学校支援課長 県立の学校の電力の調達先は、現在は全て一般電気事業者である関西電力株式会社でございます。

電気の使用につきましては、学校関係者を含めました会議等、あるいは文書通知により、毎年節電の要請を行ってまいりましたが、平成23年度以降、電気料金の値上げあるいは消費税率の引き上げ等によりまして、電気料金は上昇しております。このため、電気料金にかかります経費の削減を図るためには、入札による新電力会社からの電力調達を行う必要があると考えておりまして、既に関係書類を取り寄せ検討をしてきたところでございます。

検討の結果、一定の削減効果が見込まれることから、来年度から新電力会社との契約に向けまして、現在、入札等の準備を既に始めているところでございます。

入札等実施につきましては、4月あるいは5月という形で、少し年度当初からは外れますが、年度内早々に新電力会社との契約を結んでいきたいと考えております。以上でございます。

○猪奥委員 ありがとうございます。

買い物をするときは、何でもそうですけれども、ある程度量をまとめると安くなるという民間のルールがございますので、ぜひグループ化していただいて、かつ時期がずれるのは大いに結構だと思うのです。時期もずらしていただいたほうが、安く買えるというような前例もございますので、グループ化をしていただくことと、入札の時期をずらすこと、また手続などを簡素化することで、もっと経費の削減にもつながりますし、それがまた環境教育にもつながるものだと思いますので、ぜひ取り組みを進めていただいて、どのぐらい削減したかというご報告もまた頂戴できればと思います。以上です。

○高柳委員長 ほかにないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもちまして、質疑を終わりたいと思います。

次に、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。宮本委員と阪口委員は反対討論をされますか。

(「しません」と呼ぶ者あり)

議第86号は宮本委員。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議第86号と議第89号は阪口委員。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、委員長報告に反対意見を記載することといたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。